

「入院時食事療養費」について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

入院時食事療養費とは、患者さまが病院で提供される食事にかかる費用のうち、自己負担額（標準負担額）を除いた部分を健康保険から医療機関に支払われる制度（入院中の食事代は、患者さまが一部を自己負担し、残りは健康保険から支払われる）のことで。

①入院時食事療養費（障害者病棟に入院の方/回復期病棟に入院の65歳未満の方）

入院時食事療養費の標準負担額（1食あたり）

所得区分	標準負担額	
	令和8年5月まで	令和8年6月より
現役並み・一般	510円 →	550円
低所得Ⅱ	240円 →	270円
低所得Ⅱ（過去1年間で90日を超える入院）	190円 →	220円
低所得Ⅰ	110円 →	130円
指定難病患者	300円 →	330円

「入院時生活療養費」について

当院では入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。

入院時生活療養費とは、65歳以上の方が療養病床に入院する際に、食事や居住費などの生活療養にかかる費用のうち、一定の標準負担額を超えた部分を健康保険や後期高齢者医療制度などが負担するものです。

②入院時生活療養費（回復期病棟に入院の65歳以上の方）

入院時生活療養費・生活療養標準負担額（1食あたり）

所得区分	標準負担額	
	令和8年5月まで	令和8年6月より
現役並み・一般	510円 →	550円
低所得Ⅱ	240円 →	270円
低所得Ⅱ（過去1年間で90日を超える入院）	190円 →	220円
低所得Ⅰ	110円 →	130円
境界層該当者	110円 →	130円
指定難病患者	300円 →	330円

居住費（1日につき）

所得区分	標準負担額	
	令和8年5月まで	令和8年6月より
現役並み・一般	370円 →	430円
低所得Ⅱ	370円 →	430円
低所得Ⅱ（過去1年間で90日を超える入院）	370円 →	430円
低所得Ⅰ	370円 →	430円
境界層該当者	0円 →	0円
指定難病患者	0円 →	0円